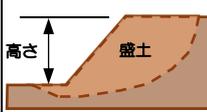
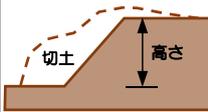
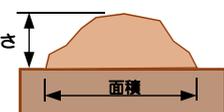
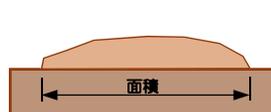
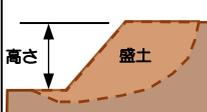
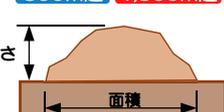


# 令和7年4月1日から盛土等の工事で許可・届出が必要となります！

岡山市では、令和7年4月1日に盛土規制法に基づく規制区域の指定を行い、事務を開始します。

令和7年4月1日以降、以下に該当する盛土等の工事を行う場合は、許可又は届出が必要となります。なお、許可及び届出後は工事主の氏名や工事場所等の情報を公表します。

## 【許可・届出が必要な工事】

区域	行為	要件	イメージ図
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	
宅地造成等工事規制区域	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの	
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	①盛土で高さが <b>1m超 2m超</b> の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが <b>2m超 5m超</b> の崖を生ずるもの	
特定盛土等規制区域	土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超 5m超</b> かつ面積が <b>300㎡超 1,500㎡超</b> となるもの	
		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超 3,000㎡超</b> となるもの	

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

### 《許可・届出を要しない工事》

次の工事は許可・届出不要です。

- ・都市計画法に基づく開発許可を受けたもの（みなし許可・みなし届出） ※標識掲出や定期の報告・中間検査の手続きは必要
- ・盛土規制法施行令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事
- ・盛土規制法施行令第2条で定める公共施設用地で行われる工事
- ・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為

## 【許可・届出書類】

許可	[共通] 許可申請書・目録・手続の要否の判定フロー [宅地造成又は特定盛土等] 省令第7条第1項各号に掲げる書類 [土石の堆積] 省令第7条第2項各号に掲げる書類
届出	[共通] 届出書・目録・手続の要否の判定フロー [宅地造成又は特定盛土等] 省令第58条第1項各号に掲げる書類 [土石の堆積] 省令第58条第2項各号に掲げる書類

※手続きを委任する場合は委任状も必要

## 【許可申請から工事完了までの流れ】

- ① 許可申請前
  - ・土地の所有者等全員の同意
  - ・周辺住民への事前周知
- ➡ ② 許可申請・許可
  - ・許可基準への適合
  - ・都道府県知事等の許可
- ➡ ③ 工事着手
  - ・現場での標識掲出
  - ・工事着手の届出
  - ・定期の報告、中間検査
- ➡ ④ 工事完了
  - ・完了検査
  - ・完了確認

▶ 許可・届出後に変更や廃止があった場合については、別途ご相談ください ▶ 届出後は、完了の届出が必要です。